

第 1 1 回津家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時
平成 2 1 年 1 月 2 0 日 (火) 午後 1 時 1 5 分 ~ 午後 4 時 1 0 分
- 2 開催場所
津家庭裁判所 B 館 4 階大会議室
- 3 出席者
(委員)
上島誠子 , 上島均 , 奥昭徳 , 河瀬由美子 , 倉田明子 , 下山保男 (委員長) , 寺尾正紀 , 橋本一男 , 長谷川槇子 , 堀内照美 , 松林孝之 , 森田明美 (五十音順 , 敬称略)
(事務担当者)
事務局長 , 首席家裁調査官 , 首席書記官 , 次席家裁調査官 , 訟廷管理官 , 総務課長 , 総務課長補佐
- 4 議事
 - (1) 開会の言葉
 - (2) 委員長あいさつ
 - (3) D V D 「 はじめての家事調停 」 上映
 - (4) 首席書記官による説明
調停の際に配慮すべき点及び工夫している点等を説明した。
 - (5) 首席家裁調査官による説明
家裁調査官の視点から見た調停委員の役割及び D V 事案における調停の進行に際して注意すべき点等を説明した。
 - (6) 総務課長による説明
調停委員の任命方法の概略等を説明した。
 - (7) 意見交換
今回のテーマである「調停の円滑な運営に関して」の意見交換の要旨は , 別紙のとおり
 - (8) 次回の意見交換のテーマについて
「 成年後見制度の現状と課題について 」
 - (9) 次回開催日 平成 2 1 年 7 月 1 日 (水) 午後 1 時 1 5 分
 - (10) 閉会の言葉

(別紙)

意見交換の要旨(委員長, 委員)

調停における調停委員の役割及び裁判所として配慮している内容を説明したが、今後家庭裁判所として取り組んだ方がよいと感じられたことを発言してほしい。

視聴したDVDでは、調停委員は主に事件当事者の聞き役としての役割であったが、むしろ、調停委員個人の考えを示して、助言してもよいのではないか。

調停事件の解決に向けて、本来は当事者双方が自ら考えて進行させていくもので、調停委員が中心となって進行させるものではないのではないか。

調停の際、事件当事者からは、待ち時間の長さや自分の聴いてもらえる時間が相手と比べて短いのではないかと不満も多いと聞いている。

DV事案においては、裁判所としても様々なことを配慮して調停を行っているが、現在の取組みについて感じられたことを発言してほしい。

調停の際、調停委員による事件当事者への聴取方法や発言内容について細心の注意を払う必要がある。そのため、ロールプレイング形式の研修を調停委員に対し実施して、調停委員自身も事件当事者の立場になって考える機会の場を、研修の中で設けてはどうか。また、調停委員に模擬調停を行ってもらい、その様子を批評したりする内容の研修を実施するのも良いのではないか。

精神疾患やDVの疑われる事案において、調停委員と裁判所書記官、医務室の医師及び家裁調査官とが情報の共有を一層図り、調停の進行について連携を図る必要がある。

平成16年4月から人事訴訟手続を家庭裁判所において取り扱うようになったことに関して、家事調停手続において改善すべき点について意見はないか。調停成立の割合が5割であることについてはどうか。

調停において話し合った結果としての不成立や取下げであれば、成立率が5割程度というのも仕方がないのではないか。

人事訴訟を提起した場合、調停手続における経過はどのように反映するのか。

基本的には別の手続となるので、人事訴訟を提起した場合には、再度証拠書類等を提出する必要がある。ただし、人事訴訟手続において、調停事件記録の取り寄せを行い、調停の際の経過を把握することもある。

家庭裁判所がDVの疑われる調停事件の進行において、DV被害者に対して配慮していることを一般の人はあまり知らないのではないか。もっと配慮していることをPRすれば、調停を利用しようとする人が増えるのではないか。

DVの疑われる事案において、子供が養育されている場合には、家庭裁

判所としても子供の養育状況を把握して、不適切な場合には子供教育の観点から、各関係機関とも協議する必要があるのではないか。

施設面について、調停を円滑に実施していくために必要であると考えられるものは何かあるか。

家庭裁判所の庁舎内で、事件当事者同士が顔を合わせないようにした方がよい。また、家庭裁判所の庁舎への出入口も別々にしてはどうか。駐車場の位置も別々になるように工夫できないか。

家庭裁判所としても、なるべく顔を合わせないように配慮しているが、駐車場を区分けすることは、場所を明示することで相手方による待ち伏せの危険が生じたりするので、実施には難しい面も考えられる。

以 上